

決裁・専決権限のない

忠類担当助役について

問 合併後の忠類地域がしっかりと息づいていくためには、この地域の自治が保障される必要がある。

幕別町の事務決裁規程を見ると、忠類担当助役に事務決裁・専決の権限が定められていない。

忠類総合支所が置かれ担当助役が配置されたのは、心配されている合併後の急激な過疎化、ひとり一人の顔が見える身近な自治の後退、福祉や行政サービス、著しい低下、診療所や救急体制の崩壊などを、避けるためであると思う。

今まで特別会計を含めて32億円以上の予算が村長の責任で執行されてきたが、この地域の自治と経済にとって大きな意味を持つていた。

忠類担当助役に専決権限を与えて予算の執行を委ねることは、対等の立場で合併の協議を進めてきたこと

を考えれば当然であり、忠類地域の自治・自立に欠かすことはできない。

道内の他の編入合併町村と同じように忠類地域を扱うべきと思うがどうか。

町長 忠類担当助役には、町の付属機関である幕別町

忠類地域住民会議と連携を図り、住民の意向や要望の把握に努め、忠類地域発展に尽力する重要な役割を担うと同時に、忠類地域の事務事業のみを担当するのではなく、幕別町全体の均衡ある発展のために、町の総合計画策定や、予算編成などの重要案件にも関与する役割も担う。

事務決裁規程では、助役の専決規定は従前からなく、忠類担当助役に専決規定を置かないのはこれに基づくものであるが、案件または、状況に応じ、代決規定により対応する。

忠類総合支所における部

長職、課長職の職員には本庁の同等職と同様の専決規定が設けられており、総合支所内で決裁が完結する案件も多くある。

乳幼児医療費の助成拡大について

問 合併は、お互いの良い点を尊重して残す努力をすべきだ。旧忠類村で実施していた各種助成制度が無くなるうとしている。

少子化社会となり子育て支援のため全国で医療費助成制度が拡大されてきているが、合併相手が実施していた乳幼児医療費の就学前までの無料化を、新しい町に広げるべきではないか。

合併による財政効果114億円を考えれば可能だ。

町長 合併協議の際に、

忠類、幕別両地域の議員や

住民の皆さんに協議して頂いた内容に沿って、昨年の9月定例町議会で、条例に忠類の経過措置を規定し、本年10月から合併前の幕別町の助成内容に統一することとした。

厳しい財政事情により、乳幼児医療費無料化を就学前まで拡大することは、現在のところ考えていないが、先般、国会に提出された医

療費制度改革関連法案に、平成20年4月から、乳幼児の医療機関等における自己負担を、就学前まで2割に軽減することが盛り込まれ、乳幼児医療費助成については、北海道医療給付事業の助成を受けて実施していることから、北海道が国会の議論を受け、どのような対応をするか推移を見守り対応したい。

